（№　B/L-2019-005）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | | | | | | | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発　信　日　　2019年　11月　13日 | | | | | | | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会 社 名 | | | | | | | 反映対象バージョン： | | | | | |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 1 | ad. | 8 |
| 部 署 名　LiteS規約WG | | | | | | | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名 | | | | | | |
| TEL:  連 絡 先  FAX: | | | | | | |
| 件　　名　課税分類コード、明細別課税分類コードの軽減税率への対応 | | | | | | | | | | | | |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求内容】  令和元年10月1日から開始された消費税率改正に伴う軽減税率の導入を受けて、課税分類コード、明細別課税分類コードに新たにコードを追加する。  なお、補足として、消費税区分ごとの説明を以下に示す。  ・課税：消費税がかかる取引（以下の①～④を満たした場合が該当）  （①資産の譲渡・貸付、役務の提供、②国内の取引、③事業として行う、④対価を得て行う）  ・非課税：課税になじまない取引  　（例：土地の譲渡および貸付、国債や株式など有価証券の譲渡　等）  　・免税：課税になじむが消費税の負担がなく免除される取引  　（例：輸出取引、免税店での取引、商品の輸出、国際輸送土地の譲渡　等）  　・不課税：課税されない取引  　　（例：給与や賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、試供品や見本品の提供、保険金　等）  (1) 改訂対象  ・[59]課税分類コード  ・[1221]明細別課税分類コード  (2) 改訂内容  以下のとおり変更する。  ■[59]課税分類コードについて  ＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.8 P132、P217、P285、P366＞   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 変更前 | ＜本文＞  表B.Ⅲ- 1　課税分類コード   |  |  | | --- | --- | | 分類 | [59]課税分類  コード | | 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 1 | | 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。 | 2 | | 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。 | 3 | | 当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 | 4 | | 当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。 | 9 |   【注意事項】  ・[59]課税分類コードが”1”または”4”の場合は、[1096]消費税額 の計算を行う。  ・[59]課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行わない。 | | 変更後 | ＜本文＞  表B.Ⅲ- 2　課税分類コード   |  |  | | --- | --- | | 分類 | [59]課税分類  コード | | 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 1 | | 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。 | 2 | | 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。 | 3 | | 当該取引が経過措置（注1）の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 | 4 | | 当該取引が軽減税率（注2）の対象にあることを示し、軽減税率の処理を行う。 | 5 | | 当該取引が不課税対象（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。 | 9 |   （注1）「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。  （注2）「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。  【注意事項】  ・[59]課税分類コードが”1””4” ”5”のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行う。  ・[59]課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行わない。 |   ■[1221]明細別課税分類コードについて  ＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.8 P483＞   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 変更前 | ＜本文＞  表B.Ⅲ- 3　課税分類コード   |  |  | | --- | --- | | 分類 | [59]課税分類  コード | | 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 1 | | 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。 | 2 | | 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。 | 3 | | 当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 | 4 | | 当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。 | 9 | | | 変更後 | ＜本文＞  表B.Ⅲ- 4　課税分類コード   |  |  | | --- | --- | | 分類 | [59]課税分類  コード | | 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 1 | | 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。 | 2 | | 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。 | 3 | | 当該取引が経過措置（注1）の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 | 4 | | 当該取引が軽減税率（注2）の対象にあることを示し、軽減税率の処理を行う。 | 5 | | 当該取引が不課税対象（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。 | 9 |   （注1）「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。  （注2）「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。 | | | | | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求の理由】  令和元年10月より消費税の軽減税率制度が実施されることに伴い、課税分類を指定するコードを新設する改訂を行う必要が生じた。  【既存ユーザ等への影響】  既存のデータ項目におけるコードの新設であり、既存ユーザへの周知が必要である。 |

（№　B/L-2019-005）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2019年11月13日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  課税分類コード、明細別課税分類コードの軽減税率への対応 |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 従来業務からの変更は特に生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ○ | 問題なし。 |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ○ | 他項目での類似機能はない。 |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ○ | 類似項目はない。 |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | インボイス制度の施行に合わせて改修する必要があり、即時対応が必要となる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)  ＜承認＞　※2019年度標準委員会第2回（2019/11/18)にて決定  特に意見がなかったため、承認。 |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |